

雇児発第 0722003 号
平成 20 年 7 月 22 日
雇児発第 0424001 号
平成 21 年 4 月 24 日
雇児発 0325 第 4 号
平成 22 年 3 月 25 日
雇児発 0401 第 3 号
平成 23 年 4 月 1 日
雇児発 0406 第 8 号
平成 24 年 4 月 6 日
雇児発 0516 第 6 号
平成 25 年 5 月 16 日
雇児発 0331 第 1 号
平成 26 年 3 月 31 日
雇児発 0930 第 1 号
平成 26 年 9 月 30 日
雇児発 0410 第 6 号
平成 27 年 4 月 10 日
雇児発 0331 第 21 号
平成 28 年 3 月 31 日
子発 0330 第 18 号
令和 2 年 3 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子家庭等就業・自立支援事業の実施について

母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成 15 年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や養育費の取り決めなどの専門相談を実施することとし、別紙のとおり「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」を定め、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成 15 年 6 月 24 日雇児発第 0624001 号本職通知「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」は、廃止する。

(別 紙)

母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱

1 目的

母子家庭の母及び父子家庭の父（配偶者の暴力により親と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。以下同じ。）並びに寡婦（以下「母子家庭の母等」という。）の自立のため、就業機会の確保は極めて重要であるが、母子家庭の母等の就業情報や経験の不足、雇用する側の理解不足など母子家庭の母等を取り巻く就業環境は厳しい状況にある。

母子家庭の母等の自立の支援は就業支援のみならず、養育費の確保の推進や地域での生活支援を総合的に講ずる必要があり、母子家庭の母等の生活実態や地域の実情に応じた支援策を講ずることが重要となっている。また、より身近な地域で支援が受けられる体制の整備が求められている。

こうしたことから、都道府県、指定都市及び中核市並びに身近な市等において、個々の母子家庭の母等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備や、継続的生活指導を必要としている母子家庭の母等への支援を総合的に行うことを目的とする。

2 事業の種類

事業の種類は次のとおりとする。

- (1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業（以下「センター事業」という。）
- (2) 一般市等就業・自立支援事業（以下「一般市等事業」という。）

3 実施主体

センター事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とし、一般市等事業の実施主体は、市及び福祉事務所設置町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下「一般市等」という。）とする。

また、事業の実施に当たっては、都道府県等及び一般市等との共同実施も差し支えない。

なお、これら事業の全部又は一部を母子・父子福祉団体、社会福祉協議会、公益社団法人家庭問題情報センター、社会福祉法人、NPO法人、職業紹介等を行う企業等へ委託することができるとともに、事業の内容に応じて委託先が複数になることも差し支えない。また、5－（１）－エの在宅就業推進事業、5－（１）－オの養育費等支援事業及び5－（１）－カの面会交流支援事業の全部又は一部を適切な者に再委託することができる。

4 対象者

対象者は、母子家庭の母等とする。また、母子家庭及び父子家庭の児童も本事業の対象とすることができる。

なお、5-(1)-カの事業については、5-(1)-カ(イ)に定める者を対象とする。

5 事業の内容等

(1) センター事業

事業の内容等については次のとおりであり、その実施に当たっては、就業支援事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業による一貫した就業支援サービスの提供並びに在宅就業推進事業、養育費等支援事業及び面会交流支援事業の実施による総合的な自立支援に努めること。併せて、相談関係職員研修支援事業及び広報啓発・公聴、ニーズ把握等事業の実施に努め、支援ニーズの把握、相談・支援体制の整備、支援施策の周知等に努めること。

ア 就業支援事業

(ア) 就業相談

個々の母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適性、就業への意欲形成、職業訓練の必要性、求人等の情報提供、事業を経営する上での問題等に対し、適切な助言や支援を行うとともに、管内の市町村に赴き、就業に係る巡回相談を行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- a 就業相談は、母子家庭の母等の就業状況、就業をめぐる法制度、就業支援施策等に関し十分な知識を有し、相談に関し十分な経験を有する者が、就業や事業経営等に関する相談に対して適切な指導・助言を行うこと。
- b 就業相談の実施に当たっては、地域の雇用情勢、事業所の雇用状況、教育訓練講座の開設状況などの把握に努め、母子家庭の母等の就業意欲や能力、生活状況等に応じた助言を行うこと。また、公共職業安定所等の行う就業支援施策の内容を踏まえ実施することとし、個々の状況に応じ公共職業安定所等が行う就業支援施策を活用することについて、公共職業安定所に繋げるなど、公共職業安定所等と連携を図ること。なお、就業に関する相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。
- c 就業相談を実施するに当たり、職業紹介を併せて行うことができるよう許可等を受ける等することが望ましいこと。
- d 就業相談に応じた場合には、その内容・助言事項等を記載した記録を作成しておくこと。
- e 就業相談の内容について、個人のプライバシー等秘密保持に十分に配慮すること。
- f 託児コーナーの設置や平日夜間・土日祝日に相談に応じるほか、DV被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。

(イ) 就業促進活動

地域の企業等に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人開拓を行うなど効果的な就業促進活動を行うこととし、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- a 地元企業等を中心とした説明会や訪問活動を実施するなど、母子家庭の母等に対する事業所等の理解を深めるため、母子家庭の母等の就業、生活実態や支援策など就業・福祉制度について説明を行うとともに、その雇用に関して協力を求めること。

なお、実施に当たっては、地域企業等により組織される商工会議所等の協力を得る等、効果的・効率的な支援の実施に配慮すること。

- b 就業促進活動を実施する場合には、地域企業の求人ニーズの把握に努め、企業訪問等により得られた情報については、講習等の講座内容の設定に反映させるなど、相談関係者等に対し、適宜情報の提供に努めること。
- c その他、地域の実情に応じて就業を促進するための支援活動を行うこと。

イ 就業支援講習会等事業

母子家庭の母等には、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い就業に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者などの様々なニーズがあると考えられる。そこで、就職準備や離転職、起業家支援に関するセミナー（以下「セミナー」という。）や地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会（以下「講習会」という。）を開催することとし、その実施に当たっては、就業相談などの機会を活用し周知・広報を図るとともに、平日夜間や土日祝日の開催や、市街地のほか郊外における開催等、母子家庭の母等の生活実態やニーズを踏まえた開催に努めるほか、次の事項に留意すること。

(ア) セミナーの実施

- a セミナー講師には、母子家庭の母等の就業状況や起業に関して深い見識を有するものを選定すること。
- b セミナーの開催に当たっては、次の内容を必要に応じて実施すること。
 - (a) 母子家庭の母等への支援策についての情報提供
 - (b) 働くことの意義と適性
 - (c) 就業に向けての生活環境のチェック
 - (d) 就職、再就職、離転職をとりまく法律、制度
 - (e) 企業の求める人材
 - (f) 起業家支援（起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等）
 - (g) 体験談、意見交換
 - (h) 就職情報の集め方と見方、求職活動のノウハウ、履歴書の書き方、面接の受け方

(イ) 講習会の実施

- a 講習会の実施に当たっては、技能の習熟度に応じた講習会の段階的な実施や職場体験の実施など、個々の能力に応じた能力開発の機会を提供するため、公共職業能力開発施設や民間の専修学校、各種学校に委託するとともに企業の協力を得るなど、既存の施設等を積極的に活用して実施すること。
- b 講習会を受講する者に対して、次により受講旅費を支給できるものとする。
 - (a) 受講旅費の内容
受講者の住居と講習会場との間の往復に要する費用（以下「交通費」という。）及び受講諸費とすること。
 - (b) 支給対象者
受講旅費は、講習会受講者のうち、次のいずれにも該当する者に支給すること。
 - i 原則として母子家庭の母等であって、配偶者のない女子又は配偶者のない男子となった日の翌日から起算して7年（当該7年の期間内に疾病その他やむを得ない理由により受講申込みをすることができなかった日がある場合は、当該日数を加算する。）以内に受講申込みをした者であること。
 - ii 受講者の前年分の所得税の額（受講者と生計を一にしている者に係る所得税の額を含む。）が、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条の4第1項第7号イ（4）により職業安定局長が定める額を超えない者であること。
 - (c) 支給額
交通費（経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による運賃等の額によるものとし、その額が1,000円を超えるときは、1,000円とすること。
ただし、徒歩により通所するとした場合に住居と講習会場との距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）と受講諸費470円との合計額とすること。

(ウ) 託児サービスの実施

- 講習会を開催する際には、母子家庭の母及び父子家庭の父の受講を容易にするため、児童を預かる託児サービスを行うものとし、その実施に当たっては、次の事項に留意して実施すること。
- a 託児を行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた施設・設備を有する適切な場所を確保すること。
 - b あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。
 - c 児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等に十分配慮すること。
 - d 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合は、その根拠を明確にしておくこと。
- なお、母子家庭の母及び父子家庭の父が職業訓練を受講する際においても、上記と同様の託児サービスを実施して差し支えない。

ウ 就業情報提供事業

講習会修了者等の求職活動を支援するため、就業支援バンクを開設し、母子家庭の

母等の希望する雇用条件等を登録するとともに、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メール相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行うこと。また、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

(ア) 情報収集、提供に当たっては、公共職業安定所、福祉人材バンク等関係機関と密接な連携を図ること。

(イ) 就業支援バンクの開設に当たっては、就業相談や講習会等の機会を活用して就業支援バンクについて情報提供を行うこと。

(ウ) 就業支援バンクに登録の申し出があった場合には、希望する区域、勤務時間等必要な就業条件、資格、修了した講習内容等の事項について確認しておくこと。

(エ) 登録者の希望する雇用条件等に適した求人情報を得た場合には、インターネット等の活用による電子メールや郵送による情報提供など、事前に登録者と調整した方法により情報の提供を行うこと。

なお、郵送等に要する実費については、登録者負担とすることができること。

(オ) 就業に関する情報誌を定期的に発行し、新着情報を登録者に提供すること。

(カ) 社会保険労務士等労働条件に関する知識を有する者が、インターネットを活用して就業中の母子家庭の母等の労働条件に関する諸問題について相談に応じること。

(キ) 収集した情報は、地域の母子家庭の母等への就業活動を支援する母子・父子自立支援員やその他相談関係職員にも提供するとともに、講習会の講習内容に反映させるなどの活用を図ること。

(ク) ポスター、パンフレット等を活用して就業支援バンク等の周知・広報を積極的に行うこと。また、この際、企業等へ母子家庭の母等の雇用を促進するために啓発する内容も盛り込むこと。

(ケ) インターネットを使用して、情報の提供、相談等を行う場合には、個人情報の管理等に十分留意すること。

エ 在宅就業推進事業

在宅就業推進事業については、在宅での就業を希望する者や在宅就業において必要とされるスキルアップを希望する者等（以下「在宅就業希望者等」という。）を対象としたセミナーの開催、在宅で就業する者同士の情報共有に資するためのサロン事業などを行い、在宅就業希望者等に必要な支援を行うこととする。

また、在宅就業希望者等に対して、在宅就業コーディネーターを通じて、自営型の在宅就業や企業での雇用（雇用型テレワーク）への移行を支援する次の取組を実施することができる。

(ア) 在宅就業コーディネーターの配置

a 事業実施主体は、在宅就業コーディネーターを通じた支援を行うために、在宅就業希望者等に対して、業務の発注、納品に対する報酬の支払い等を行うことが可能な民間事業者や民間団体等（以下「事業実施者」という。）に、事業の全部又は一部を委託して行うことができる。また、事業の全部又は一部を適切な者に再委託することができる。

- b 事業実施者は、在宅就業に関する知識やひとり親家庭への自立支援に理解を有する者で、在宅就業希望者等に対する適切な支援を行う能力を有する者を在宅就業コーディネーターとして配置するものとする。

(イ) 支援の対象者

支援の対象者は、事業実施者が別に定める事業計画に基づく在宅業務について、これを実施できる一定の知識や技術等を有すると認められる者とする。

なお、一定の知識や技術等の習得が必要な者に対しては、母子家庭等就業・自立支援センター事業で行われている訓練や自立支援教育訓練給付金、雇用保険制度の教育訓練給付金等を活用させたいうえで、本事業による支援を行うこと。

(ウ) 事前相談の実施

支援の対象者を決定するに当たっては、事前に在宅就業希望者等からの相談に応じ、在宅就業希望者等が望む在宅就業の形態や職業生活の展望等を聴取するとともに、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、在宅業務を実施できる一定の知識や技術等を有することを確認すること。

(エ) 事業実施計画の策定

事業実施主体は、事業実施計画を策定し、事業の目標及び目標を達成するための手段を明確にすること。

(オ) 在宅就業コーディネーターの業務

在宅就業コーディネーターは次に掲げる業務を行う。

- a 在宅就業希望者等に対し、発注業者との契約締結の方法や業務スケジュールの管理など、在宅業務を適切に行うために必要なノウハウを習得するための支援を行うこと。
- b 在宅就業希望者等に対し、在宅業務を適切に行うために必要な知識及び技能を習得するために情報提供を行うこと。
- c 在宅就業希望者等に対して、その業務を適切に行うために必要な助言その他の援助を行うこと。

(カ) 在宅就業希望者等への報酬の支払い

事業実施主体又は事業実施者は、在宅就業希望者等と請負契約を結んだうえで、在宅就業希望者等に対し、発注、報酬の支払いを行うものとする。

なお、請負契約の締結に際しては、在宅就業希望者等に対して十分に説明を行うこと。

(キ) 発注時における在宅就業希望者等への説明

事業実施主体又は事業実施者は、在宅就業希望者等に対して発注する際には、次に掲げる事項を明示すること。

- a 在宅業務の内容
- b 請負契約に基づき在宅就業希望者等が行う在宅業務の実施方法（物品製造等業務の作業手順や危険回避の留意事項等）

(ク) 支援状況の把握

事業実施主体は支援期間中の在宅就業希望者等の在宅就業による収入月額を把

握し、在宅就業希望者等の収入月額の向上に努めること。

なお、在宅就業希望者等の在宅業務による平均月収が1万円未満である場合には、「母子家庭等総合支援事業費の国庫補助について」で定める補助基準額に0.9を乗じることとしているので、留意すること。また、平均月収額の算定方法は、各在宅就業希望者等の支援期間中の在宅業務による平均月収の合計額を、支援を受けた在宅就業希望者等の人数で除したものとする。

(ケ) 支援期間について

在宅就業コーディネーターによるサポートは原則として、最長1年とする。

(コ) 母子・父子自立支援員や就業支援専門員との連携について

- a 在宅就業コーディネーターは、在宅就業希望者等の就業その他生活の相談に応じるとともに、事業実施主体の母子・父子自立支援員又は就業支援専門員等と連携した支援を行うこと。
- b 事業実施主体は、支援にあたっては可能な限り母子・父子自立支援プログラムを策定して、適切な支援メニューを在宅就業希望者等に提供すること。

オ 養育費等支援事業

離婚後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、子どもを監護しない親も養育費を負担し、扶養義務を果たさなければならないが、実際には養育費の確保が進んでいない状況にある。このため、母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。また、母子家庭の母等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費取得のための取り決めや支払の履行・強制執行の手続に関する相談や情報提供、母子家庭の母等が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援のほか、講習会などを実施する。

また、母子家庭の母等の中には人間関係の形成が不得手であったり、生活習慣、生活意欲、価値意識に問題を抱え、就業を継続することができず転職を繰り返すなど、安定した就業生活を営むことが困難な者があり、地域での生活支援を必要としている。また、子どもをひとりで養育していることから、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化する必要がある。このため、地域の母子生活支援施設等の相談・指導機能を活用して、そのノウハウを活かした相談指導等の生活支援を継続的に行うものとする。これらの実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (ア) 養育費相談については、養育費の取り決めに促進する観点から、養育費相談支援センターや市区町村の相談窓口等の関係機関との連携を図り、積極的に離婚前の者に対して実施すること。
- (イ) 養育費相談については、養育費に関する相談のほか、面接交渉等の問題も含め相談に応じるとともに、必要に応じ、相談者に対して、法テラス、弁護士会や民間団体等の紹介を行うこと。
- (ウ) 弁護士による養育費相談については、養育費のほか、離婚、親権、面会交流、慰謝料や財産分与などの法律に関する問題にも応じること。
- (エ) 生活支援については、母子家庭の母等の職場や家庭を訪問する巡回相談を実施す

るなど継続的生活支援を行うこと。

- (オ) 相談指導に当たっては、人間関係の形成、親子関係の再構築、経済観念の醸成など適切な相談指導を行うとともに、必要な場合には関係機関や地域組織と連携した支援体制の調整を図ること。
- (カ) 特に父子家庭については、父子家庭になった直後の生活に支援を必要としている場合が多いことから、子育て、生活相談や必要な制度の活用方法など情報提供を行うこと。
- (キ) 生活支援については、地域の母子・父子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図って実施すること。
- (ク) 相談の実施に当たっては、平日夜間・土日祝日に相談を実施するほか、DV被害者等への配慮などひとり親家庭の生活実態やニーズ等を踏まえ実施すること。

カ 面会交流支援事業

離婚により父母が離れて暮らすことになっても、別居親と子どもが会ったり、電話や手紙等で定期的・継続的に交流を保つことは、子どもの生活や精神面の安定をもたらす、子どもの健やかな成長にとって有意義である。

また、別居親にとっても、子どもとの交流により子どもの成長を見守ることは、実親としての養育の責務を果たすことにもつながり、さらには、子どもの養育費を支払う意欲にもつながることになる。

しかしながら、離婚した父母は、相手に対する複雑な感情や心理的葛藤を有していることが多いため、父母間のみでは子どもとの面会交流を実施することが困難な場合がある。

このため、別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流に係る事前相談や面会交流援助等の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図り、子どもの健やかな成長を図るため等の支援を行う。

(ア) 面会交流支援員の配置

- a 事業実施主体は、本事業の実施に当たり、事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等を適切に実施できる面会交流支援員（以下「支援員」という。）を配置すること。
- b 支援員は、過去において、面会交流の相談援助対応や家事調停・家事審判に関する業務に従事した経験者を配置することが望ましい。

(イ) 支援の対象者

支援の対象者は以下の全ての要件を満たす者とする。

- a 概ね15歳未満の子（家事事件手続法では、子の監護に関する処分の審判をする場合には、子（15歳以上のものに限る）の陳述を聴かなければならないこととされており、本事業では、家事事件手続法上、意思能力を有しないと認められる15歳未満の子を対象とする。）との面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親
- b 同居親が児童扶養手当の支給を受けており、かつ別居親が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。又は、同居親及び別居親とも児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。ただし、都道府県

等において、上記の者に対する支援の提供に支障が生じないと認める場合は、同居親又は別居親のいずれか一方が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にない者であるときであっても、対象者とすることができる。

- c 面会交流の取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること
- d 過去に本事業の対象となっていない者

(ウ) 事前相談の実施及び支援計画の作成

- a 事業実施主体は、別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、面会交流に係る支援の内容、方法、日程、実施頻度等について、当事者間の合意の下、別紙の様式による面会交流支援計画書を作成すること。
- b 面会交流援助の実施頻度は、原則として1月に1回までとする。
- c 本事業による支援期間は、最長で1年間とする。

(エ) 面会交流援助の実施

- a 支援員は、支援計画に基づき、面会交流当日に子どもを引き取り、面会交流の相手方に引き渡したり、面会交流の場に付き添うなどの援助を行うこと。なお、父母間に面会交流の場の付添いが不要であることの合意がある場合には、付き添いを不要とすることができる。
- b 支援員は、子どもの受け渡しや付添いの際には、子どもの心情に充分配慮した対応を行うこと。
- c 支援員は、子どもの付添いの際には、面会交流中の親が遵守する事項を守っているか確認し、守られていない場合は注意を行うこと。
- d 父母が連絡を取り合うことが困難な場合には、父母に変わって双方に連絡を取り、日時、場所などの調整を行うこと。
- e 面会交流の実施にあたっては、必要に応じ、可能な範囲において、場所の斡旋を行うこと。

(オ) その他

- a 実施主体は、本事業を実施するに当たり、必要に応じて養育費相談支援センターや家庭裁判所等関係機関と連携を図ること。
- b 暴力行為や子どもに対する虐待行為を行うおそれのある者、子どもの連れ去り又は連れ去りを企図するおそれのある者等については本事業の対象としないこと。また、これらのことが発生した場合には、支援を中止し、子ども等の安全の確保に充分配慮するとともに、関係機関への連絡等必要な支援策を講ずること。なお、これらの場合には、以後一切の支援は行わないこと。
- c 実施主体、支援員、その他本事業に従事する者は、本事業において知り得た個人情報漏えいすることがないように、その取扱いには十分注意するとともに、適切な管理を行うこと。

キ 相談関係職員研修支援事業

都道府県等においては、母子家庭等の相談・支援の中心的な役割を担う母子・父子自立支援員や、母子・父子自立支援員と連携する就業支援専門員その他の相談関係職員の重要性を踏まえ、人材の確保や資質の向上のための研修機会の充実等を図ることが重要である。このため、都道府県等において、主に管内の自治体や福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員その他の相談関係職員（以下、「相談対応職員」という。）を対象として、自ら研修会等を開催するほか、他の各種研修会等への参加を支援することにより、研修機会を確保することとする。（（ア）地域研修会の開催及び研修の受講促進）

また、相談支援を行っている家庭の中には、様々な問題を複合的に抱えており、就業支援だけでなく様々な関係機関による重層的な支援を講じる必要のあるケースがある。こうしたケースにおいて的確な支援を行うためには、就業、福祉、保健・医療などの関係機関の支援者が会してケースに関する情報を共有した上で、認識を共有し、多角的に支援方策について検討することが有効である。このため、本事業においては、困難ケースへの対応方策を関係者が合同で検討する「合同検討会議」を行うことができることとする。（（イ）合同検討会議の開催）

都道府県等は、相談対応職員の専門性や相談窓口対応の質の向上を図る観点から、研修会等の開催や相談対応職員の研修機会の確保に努めるものとし、これらの事業を実施するに当たっては次の事項に留意すること。

（ア）地域研修会の開催及び研修の受講促進

- a 研修会の開催に当たっては、公共職業安定所の協力を得て地域の雇用状況など就業関係の情報を提供することや、地元企業やキャリアコンサルタント等の専門家を活用することが有効であると考えられること。
- b 就業支援専門員への研修においては、就業支援のみならず、母子家庭等や他の生活困窮者等を対象とする福祉制度等に関する研修も重要であること。
- c 自治体の管内だけを単位とした研修会でなく、例えば、県域を越えた全国的・広域的な研修会や情報交換会も本事業により開催することができること。
- d 研修の受講促進としては、相談対応職員が研修会等に参加する場合の旅費等の支援や、研修会等参加期間中の業務を代替する職員の配置等により、研修機会の確保に努めることとする。

（イ）合同検討会議の開催

合同検討会議で検討したケースについては、支援の結果や効果について評価を行い、事例集を作成することとし、研修会等で活用するなどにより、地域の相談関係職員の資質向上に生かすこと。

ク 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

母子家庭の母等への支援については、相談・支援の過程やニーズ調査などを通じて地域の支援ニーズを把握した上で、地域の支援メニューが地域の支援ニーズに適合したものとなるよう不断に見直しを行い、中期的な支援メニューの充実方策について母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」に反映させることなどを通じ

て、支援メニューを積極的・計画的に整備していく必要がある。

また、支援施策については、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにするため、パンフレットなどの紙媒体をはじめ、メール、ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などのインターネットメディアの活用も含め、母子家庭の母等が接しやすい方法により情報発信を行い、周知することが必要である。

このため、都道府県等において、支援施策の積極的・計画的な実施を図るため、支援施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、各種の広報手段を活用し、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を行うこととする

(2) 一般市等事業

一般市等事業は、より身近な地域においても母子家庭の母等が自立支援を受けられるよう、(1)のセンター事業と同様の事業を一般市等においても実施することとし、実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 事業の種類は、(1)の就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業、養育費等支援事業、面会交流支援事業、相談関係職員研修支援事業、広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業とし、その中から、地域の実情に応じ必要な事業を選択して実施することも差し支えない。なお、平成28年度から一般市等事業においても、(1)のセンター事業の全てを実施できることとしている。

イ 都道府県等や近隣の市等と必要に応じ連携を図る、事業の共同実施をする等、効果的・効率的な支援に配慮すること。

6 関係機関との連携等

都道府県等及び一般市等は、これらの事業を実施するに当たっては、母子家庭の母等に対し、本事業の趣旨の周知徹底を図るとともに、公共職業安定所、福祉人材バンク、児童相談所、福祉事務所、養育費相談支援センター、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子・父子自立支援員、就業支援専門員、母子・父子自立支援プログラム策定員、その他の福祉・就業関係機関との連携に努めるものとする。

7 国の補助

国は、都道府県等及び一般市等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。